

入 札 説 明 書

甲府市上下水道局が発注する、告示第 8 9 号に関する入札公告に基づく入札等については、関係法令の定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 競争入札参加資格

甲府市上下水道局における「建設コンサルタント」に係る競争入札参加資格の認定を受けている者で、次の条件をすべて満たし、甲府市上下水道事業管理者の本業務にかかる入札参加資格の確認を受けた者。

なお、確認のための資料を求めない参加資格については、入札参加資格の申請を行った者は当該要件を満たすことを誓約したものとみなします。

- (1) 一般競争入札公告個別事項（以下「個別事項」という。）の「入札参加資格」に記載した要件を満たす者

建設コンサルタント（下水道部門）の登録を証する書面の写しを添付すること。

- (2) 同種又は類似業務の実績

平成 2 2 年度以降に、**公共下水道（雨水渠）工事の実施設計業務を元請けとして履行した実績を有する者であること。**（契約書等の書面の写しを添付すること。ただし、受注形態が共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が 2 0 % 以上のものに限る。）

- (3) 配置予定技術者の資格・業務経歴等

技術者として、以下の資格を有した管理技術者、照査技術者をそれぞれ配置すること。（管理技術者と照査技術者の兼務は不可）

【管理技術者】

技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）、R C C M（下水道部門）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者であること。

【照査技術者】

技術士（総合技術監理部門：上下水道一下水道）、技術士（上下水道部門：下水道）、R C C M（下水道部門）又は下水道法に規定された資格のいずれかを有する者であること。

- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
 - (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。
また、法人においては、その役員が暴力団員でないこと。
 - (6) この公告の日から入札の日までの間に「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - (7) 入札の日以前 6 か月以内に手形又は小切手の不渡りを出した者でないこと。
また、不渡りによる取引停止処分を受けた場合は、処分を受けた日から 2 年を経過していること。
 - (8) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく民事再生手続開始の申立がなされている者（更生手続開始又は民事再生手続開始の決定を受けた後、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
 - (9) 市税の滞納がない者であること。
- 2 入札説明書等の配付期間、配付方法及び参加申請の受付等
- (1) 配付期間 「個別事項」に記載の配付開始日から締切日まで
 - (2) 配付方法 甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）から情報を入手してください。
 - (3) 申請書の受付期間及び場所
 - ア 期 間 「個別事項」に記載の受付開始日から締切日まで
（この期間内の市の休日を除く。）
午前 9 時～午後 5 時 （締切日は午後 3 時まで）
 - イ 場 所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目 18 番 1 号
電話 055-237-5124
- 3 設計図書の配付等
- (1) 配付期間 「個別事項」に記載の配付開始日から締切日まで
 - (2) 配付方法 甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）

から情報を入手してください。

4 設計図書に関する質問等

- (1) 設計図書に関する説明会及び現場説明会は行いません。
- (2) 設計図書に関する質問等がある場合は、次のとおり書面により提出してください。

ア 受付期間 「個別事項」に記載のとおり
(この期間内の市の休日を除く。)

イ 受付場所 甲府市総務部契約管財室契約課
甲府市丸の内一丁目18番1号
電話055-237-5124

- (3) 質問及びその回答は、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）に公表します。

5 入札及び開札の日時及び場所

- (1) 日 時 「個別事項」に記載のとおり
- (2) 場 所 甲府市役所 6階 入札室1
甲府市丸の内一丁目18番1号
ただし、入札場所等については変更する場合があります。

6 入札参加資格確認申請書等

※ 指定の書式は、甲府市ホームページ（事業者向け情報 入札・契約／入札情報）からダウンロードできます。

- (1) 入札参加資格確認申請書 1部
- (2) 入札参加資格確認申請資料 各1部

ア 同種又は類似業務の実績（第6号様式）及びその添付書類

イ 配置予定技術者の資格・業務経歴等（第7号様式）及びその添付書類

ウ 誓約書

7 入札参加資格の確認等

- (1) 入札を希望する者は、6の(1)及び(2)の書類に必要事項を記入し、受付期間内に契約課へ直接持参してください。
- (2) 入札参加資格の確認結果通知

入札参加資格の確認は、申請書及び資料の受付期限の日をもって行うものとし、その結果は「個別事項」に記載の日付けで郵送により通知します。

(3) その他

ア 申請書及び資料の受付期限の日を過ぎての提出は受け付けません。

イ 申請書及び資料の作成に要する費用は、申請者の負担とします。

ウ 受付済みの申請書及び資料は、返却しません。

8 入札参加資格がないと認められた者に対する説明

(1) 参加資格がないと認められた者は、その理由について説明を求めることができます。

(2) 提出期限

「個別事項」に記載のとおり（この期間内の市の休日を除く。）

事業管理者宛ての書面により契約課へ直接持参してください。

(3) 回答

「個別事項」に記載の日付けで書面により回答します。

9 入札方法等

(1) 電送及び郵送による入札は認めないので、指定日時の指定場所に集合してください。

(2) 代理人が入札するときは、委任状を提出してください。

(3) 入札書には、消費税抜きの金額を記載してください。

(4) **入札執行回数は、2回までとします。**

(5) 入札参加者は、入札執行に先立ち、事業管理者が入札参加資格があることを確認した旨の通知（「入札参加資格確認通知書」）の写しを入札執行担当職員に提出してください。

(6) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10/100 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 100/110 に相当する金額を入札書に記載すること。

10 積算内訳書の提出

(1) 入札執行時に「積算内訳書」の提出を求めます。

(2) 積算内訳書の様式は、当該経費内訳書の様式に準じて作成し、数量、単価及び金額等を明示してください。

(3) 積算内訳書は返却しません。

1 1 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければなりません。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行います。

1 2 落札者の決定方法

甲府市上下水道局契約規程（昭和39年4月管理規程第2号）及び甲府市契約規則（昭和50年12月規則第66号）第12条第1項の規定により定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

1 3 その他

(1) 請負契約書作成の要否：要

(2) 落札者が契約締結までの間に1に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合又は指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合は、契約を締結しません。また、甲府市上下水道局は損害賠償の責めを負わないものとします。

(3) 談合の禁止及び談合に対する措置

入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。

(4) 申請書類等に虚偽の記載がある場合は、「甲府市上下水道局建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱」により、指名停止を行うことがあります。

(5) その他公告にない事項については、入札説明書、甲府市上下水道局契約規程及び甲府市契約規則による。

1 5 問い合わせ先

甲府市総務部契約管財室契約課

〒400-8585 甲府市丸の内一丁目18番1号

電話055-237-5124